

水道管布設等工事における配水管技能者の配置等について (お知らせ)

田川広域水道企業団が発注する水道管布設等工事は、重要なライフラインに係る工事であることから、配管工事における技術力確保を明確にするため、令和9年度から施工業者の要件及び配水管技能者の配置と雇用について下記のとおりとしますのでお知らせします。
資格及び資格者を有していない建設業者は、早期の資格取得をお願いします。

記

1 対象工事

全ての水道管等布設工事

2 適用時期

令和9年4月以降に発注する工事（令和9年3月31日までを猶予期間とします。）

3 水道管布設等工事を施工する者の要件

水道管布設等工事を施工する者の要件を以下のとおりとします。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する水道施設工事業の許可を受けていること。
- (2) 水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。

4 配水管技能者の配置が必要な工事と資格

配水管技能者の配置が必要な工事と資格は、次表のとおりとします。

<必須資格>

全ての水道管布設等工事に、次の2資格を有する者の配置が必要です。

工事内容	資格	団体
全ての水道管布設等工事 <u>(2資格とも必要)</u>	給水装置工事主任技術者	(公財)給水工事技術振興財団
	給水装置工事配管技能者	
	検定会合格者	

<工事内容別に必要な資格>

工事の内容ごとに、次のいずれかの資格を有する者の配置が必要です。

工事内容	資 格	区 分
口径 500 mm未満の耐震継手管 の水道管布設等工事 (<u>いずれかの資格</u> でよい)	(公社)日本水道協会技能登録者	一般継手又は耐震継手
	(一社)日本ダクタイル鉄管協会 継手接合研修会受講者	耐震管口径 450 mm以下
口径 500 mm以上の耐震継手管 の水道管布設等工事 (<u>いずれかの資格</u> でよい)	(公社)日本水道協会技能登録者	大口径管
	(一社)日本ダクタイル鉄管協会 継手接合研修会受講者	耐震管口径 500 mm以上
水道配水用ポリエチレン管の 水道管布設等工事	配水用ポリエチレンパイプシス テム協会	水道配水用ポリエチレン 管施工講習受講者

※ 上記団体に準じた団体が主催する講習会、研修会その他これらに類するものを受け、その課程を修了したことが証明できる者については、その都度判断します。

※ 配水管工技能講習会((公社)日本水道協会主催)受講修了者に交付される登録証の有効期限は発行日から5年間です。有効期限を迎える登録証は更新手続きが必要です。

5 配水管技能者の雇用関係等

- (1) 配水管技能者は、3か月以上継続して直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。
- (2) 配水管技能者は、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者と兼ねることができるものとします。

<問合せ>

田川広域水道企業団

総務課 契約管理係

TEL : 0947-23-2147